

6 山形県青少年専門員設置要綱

昭和45年4月1日	施行
昭和49年4月1日	一部改正
昭和61年4月1日	一部改正
平成3年4月1日	一部改正
平成5年4月1日	一部改正
平成11年4月1日	一部改正
平成12年4月1日	一部改正
平成13年4月1日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正
平成25年4月1日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正

1 目的

近年における青少年行政は、価値観の多様化や生活環境の変化などに対応する総合的な施策が重要視されている。

このような現状をふまえ、総合的な施策を一層充実するため、専門職員を配置して、本県青少年健全育成の進展を図るものである。

2 職名

青少年専門員（以下「専門員」という）という。

3 身分

専門員は、地方公務員法に基づく会計年度任用職員とする。

4 要件

次の各号に掲げる要件を具備する者から専門員を任命する。

- (1) 教育又は青少年の集団育成の経験を有する者
- (2) 青少年の健全育成に理解と関心と意欲を有する者
- (3) 担当区域の事情に精通する者
- (4) 職務を遂行するに足る健全な心身を有する者

5 配置及び担当区域

専門員の配置及び担当区域

配 置	人 数	担 当 区 域
村山総合支庁	2人	当該管内市町村の区域
最上総合支庁	1人	
置賜総合支庁	2人	
庄内総合支庁	2人	

6 職務

専門員は各総合支庁に所属し、次の職務を行うものとする。

- (1) 青少年育成関係者・団体等の指導助言に関すること。
- (2) 青少年育成県民運動の推進に関すること。
- (3) 青少年及び青少年育成に関する相談指導に関すること。
- (4) その他、青少年育成の推進に関すること。

7 職務執行報告

専門員は、その職務執行に関して特筆すべき事項を、女性・若者活躍推進課長及び当該所属長に報告するものとする。

8 その他

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。